

株 主 各 位

証券コード7979

平成19年6月8日

京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太田 勝也

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風 （本社 厚生館）

3. 目的事項

報告事項

1. 第135期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案 役員賞与支給の件
第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ <http://www.shofu.co.jp> において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国経済の先行き不透明感や原材料価格の高騰という不安材料はありましたものの、企業業績の改善を背景に民間設備投資や雇用は増勢を保っており、総じて緩やかな回復基調にありました。

当歯科業界におきましては、昨年4月に過去最大の引き下げ幅となる診療報酬の改定が実施されるなど、医療費抑制政策は一層強化されております。また、薬事法改正による医療機器の安全性・信頼性向上への要求に対応するための高コスト化の一方で、市場のグローバル化が招く競争激化もあって価格下落要求が強まるなど、経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況下にあって、当社グループは、引き続き市場ニーズをとらえながら新製品の研究開発に努めるとともに、国内外で積極的で粘り強い販売活動を進める一方、生産面ではさらなるコストダウン活動を展開し、業容拡大に取り組んでまいりました。

国内におきましては、審美性歯科充填用コンポジットレジン「ビューティフィル」、フッ素配合口腔ケアジェル(薬用歯磨)「メルサージュ クリアジェル」、矯正歯科材料分野のマイクロインプラントシステム「アブソアンカー」等の新製品を審美・予防・矯正分野に投入するとともに、光重合型グラスアイオノマー系コンポジットレジン「ビューティフィル フロー」、グラスアイオノマー系レジンセメント「ハイ・ボンド レジグラス」等の既存品の販売にも注力いたしました。また、昨年8月には本社敷地内に最新設備を備えた「研修センター」を竣工、9月には落成記念として「セラミックシンポジウム」を開催するなど、各種研修会やセミナーを通じて、医療現場のニーズの先取りと、情報発信によるサポートの充実に努めてまいりました。このように、継続的な新製品投入ときめ細かな販売政策によって業容拡大に努めましたが、厳しい市場環境の中、連結国内売上高は112億94百万円と、前期に比べ55百万円(0.5%)の減収となりました。

一方、海外におきましては、2005年に設立しました販売子会社「松風歯科器材(上海)有限公司」が本格的に稼動したほか、欧米市場に対してもマーケティング機能を強化し、陶材や歯冠用硬質レジン等重点商品として戦略的に製品投入を行いました。この結果、アメリカ・ヨーロッパ・アジアの全域にわたって、前年売上高を更新し、さらに為替レート的好転も加わって、連結海外売上高は40億37百万円と過去最高となり、前期に比べ7億37百万円(22.4%)の増収となりました。

この結果、当期の連結売上高は過去最高の153億32百万円と、前期に比べ6億81百万円(4.7%)の増収となりました。

利益面につきましては、粗利益率の高い自社製品の販売好調やコストダウン活動の浸透などにより売上原価率が低下したため、研修センター建設関連費用や上場関連費用等を吸収して、連結営業利益は14億80百万円と、前期に比べ1億72百万円(13.2%)の増益となりました。

連結経常利益は、前期に比べ投資事業組合運用益や保険収入等の営業外収益が減少しましたが、連結営業利益が増加したため、14億24百万円と、前期に比べ79百万円(5.9%)の増益となりました。

また、連結当期純利益は8億65百万円となり、前期に比べ42百万円(5.1%)の増益となりました。

なお、当社は平成19年2月15日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。今後も株主のみなさまのご期待にお応えすべく、社会的責任を強く認識しつつ、業容の拡大と企業価値向上に努めていく所存でございます。

企業集団の商品別の売上高

年 度 分 類	第134期		第135期(当期)			
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	前期比	
					増減額(千円)	増減率(%)
人 工 歯 類	2,697,576	18.4	2,922,340	19.1	224,763	8.3
研 削 材 類	3,659,773	25.0	3,839,616	25.0	179,843	4.9
金 属 類	462,997	3.2	469,125	3.0	6,127	1.3
化 工 品 類	2,748,907	18.8	2,864,650	18.7	115,742	4.2
セメント類他	1,531,646	10.4	1,698,105	11.1	166,459	10.9
機械器具類その他	3,549,338	24.2	3,538,229	23.1	11,108	0.3
計	14,650,239	100.0	15,332,068	100.0	681,828	4.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、6億2百万円であります。その主なものは、平成18年8月に竣工いたしました研修センター取得4億42百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第132期	第133期	第134期	第135期(当期)
		平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
売 上 高(千円)		14,141,143	14,231,576	14,650,239	15,332,068
経 常 利 益(千円)		1,044,728	1,200,794	1,344,693	1,424,337
当期純利益(千円)		632,673	794,823	822,935	865,136
1株当たり当期純利益		56円34銭	47円91銭	49円42銭	54円49銭
総 資 産(千円)		22,141,308	22,016,527	24,985,878	25,189,292
純 資 産(千円)		17,037,170	17,881,172	19,576,483	20,015,655

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第132期	第133期	第134期	第135期(当期)
		平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
売 上 高(千円)		12,664,296	12,615,894	12,832,189	13,060,618
経 常 利 益(千円)		669,357	874,232	1,037,800	966,352
当期純利益(千円)		445,918	458,044	664,703	594,058
1株当たり当期純利益		38円76銭	26円70銭	39円59銭	37円42銭
総 資 産(千円)		20,264,681	19,905,013	22,576,202	22,313,075
純 資 産(千円)		15,747,246	16,240,481	17,632,920	17,696,192

(5) 対処すべき課題

当歯科業界は、世界的規模での医療費抑制政策が進展する一方で、医療機器の安全性・信頼性向上のための規制は強化され、当社グループを取り巻く環境につきましては、今後ともなお厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループは、医療の一端を担う歯科材料・機器の総合メーカーとして、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識し、品質競争力、価格競争力、マーケティング力の機能強化を重点課題に掲げ、グループの総力を挙げて、さらなる企業価値の向上・経営基盤の拡充強化に取り組んでまいります。

国内におきましては、より良い医療を求める国民の健康意識の高まりに応えるべく、研究開発への積極投資を継続し、当社の主力分野である人工歯類、研削材類、化工品類をはじめ、成長が期待される審美・予防・口腔衛生分野に対しても、高品質の新製品を順次投入し、市場を創出してまいります。また、既存製品につきましては、最近発売した新製品

の市場への一層の浸透に注力するとともに、弾力的な販売政策によりシェアアップを図ってまいります。

海外におきましては、欧米市場でのマーケティング機能を強化し、世界に通用する戦略的な製品投入に努めます。また、成長が見込まれるブラジル、ロシア、インド、中国のBRICS諸国にも販売品目を拡大するなど、ワールドワイドなネットワークを活用して、新規市場の開拓に向けた活動を展開してまいります。

生産面では、カーボランダム研削材の生産を全面移行するなど中国生産拠点の積極的活用に取り組むほか、生産・物流の効率化を推進し、生産性の向上とさらなる原価低減に取り組み、価格競争力の強化を目指します。さらに、改正薬事法等の各種法規制の下、高いレベルの品質を担保する品質保証体制を構築し、顧客サービスを徹底してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、歯科材料及び歯科用機器の製造・販売を主な事業としており、主要製品は次のとおりであります。

品 種 別	主 要 製 品
人 工 歯 類	陶歯、歯科用陶材、硬質レジン歯、レジン歯
研 削 材 類	歯科用研削材、歯科用研磨材、工業用研磨材
金 属 類	歯科用金属
化 工 品 類	歯科用合成樹脂、歯科用印象材、歯科用ワックス
セメント類他	歯科用セメント、歯科用石こう、歯科用埋没材
機械器具類その他	歯科用機器、歯内療法用器具、歯科用矯正器材、変色歯漂白剤、感染予防製品、美容器具

(7) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東 京 支 社	東京都文京区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 営 業 所	仙台市宮城野区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪市中央区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
工 場	京都市東山区

(8) 従業員の状況(平成19年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
695名	19名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
420名	2名増	43.25歳	20.28年

(注)上記の従業員数には、使用人兼務取締役(7名)、臨時従業員(63名)、出向者(6名)は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(平成19年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社 京都銀行	500
株式会社 滋賀銀行	250

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカにおける販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用研磨材及び工業用研磨材の製造
株式会社 プロメック	100,000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材等の製造
松風歯科器材(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売

株式会社の株式に関する事項

(1) 大株主

発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は下記のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
エスエフピー バリュース リアライゼーション マスター ファンド	1,519	9.43
スティールパートナーズ ジャパン ストラテジックファンド(オアシア)エルピー	1,316	8.17
株式会社京都銀行	765	4.75
日本生命保険相互会社	718	4.46
株式会社滋賀銀行	602	3.74
松 風 慎 一	506	3.14
松風社員持株会	438	2.72
松 風 定 二	427	2.65
住友信託銀行株式会社	364	2.26
日新火災海上保険株式会社	339	2.11

(2) その他株式に関する重要な事項

発行可能株式総数 64 000 000株
発行済株式の総数 16 114 089株
株主数 1 833名（前期末比163名増）
株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
該当事項はありません。

株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
* 取締役社長	太 田 勝 也		日本歯科材料工業協同組合理事長
* 専務取締役	橋 本 孝	営業本部長	
* 専務取締役	脇 野 喜 和	国際本部長兼国際部長	
常務取締役	梶 浩 行	開発・技術・生産本部長	
常務取締役	白波瀬 文 雄	管理本部長	
常務取締役	関 敏 明	中国事業統括兼海外生産担当	Advanced Healthcare Ltd. 代表取締役 上海松風齒科材料有限公司 董事長 松風齒科器材(上海)有限公司 董事長
取 締 役	坂 本 壽 秀	生産部長	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
取 締 役	西 田 喜 直	営業部長	
取 締 役	根 來 紀 行	研究開発部長	
取 締 役	松 村 光 常	財務部長	
取 締 役	牧 野 宏 治	人事部長	
取 締 役	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹	株式会社 プロメック 代表取締役社長
取 締 役	早 川 雄 一	マーケティング部長	
常勤監査役	河 合 正 勝		
常勤監査役	池 内 幹 夫		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士

(注) 1. *は代表取締役であります。

2. 監査役 西田憲司、酒見康史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当期中の取締役の異動

平成18年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
牧野 宏治	取締役人事部長	取締役人事部長兼総務部長

5. 当期中の監査役の異動

平成18年6月28日開催の第134回定時株主総会において、池内幹夫氏は監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役	13人	217,910千円
監査役	4人	30,290千円
合計	17人	248,200千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与及び退職慰労金を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の他の会社の業務執行取締役の兼務状況等
該当事項はありません。

各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会 20回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会 10回	
酒見康史	取締役会 20回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会 10回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は10回であります。

社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

社外役員の報酬等の総額

当事業年度において社外監査役2名に支払った報酬等の総額は、7,280千円であります。

当社の親会社又は当該親会社の子会社から受けている役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

・ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

23,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,600千円

非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する助言等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

・ 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり決定いたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っており、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、企業の社会的責任の観点からコンプライアンス重視の経営活動を行う。

この経営理念を実践するために「行動規範」を制定し、取締役及び全社員が法令を順守し、共通の倫理的価値観を持つための基準とするとともに、これを確保するための体制として社長を委員長とする倫理委員会を設置する。

また、監査室による内部監査と監査役監査を充実し、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」「常務会規程」「稟議規程」「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」に基づいて、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・ 取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」「常務会規程」「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。
- ・ 意思決定の迅速化を図るため、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項その他重要事項の決定を行う。
- ・ 常務会の諮問機関として計画審議委員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。
- ・ 取締役の職務の執行が適正に行われるためにコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、監査役による監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業活動における法令、企業倫理及び社内規程等の順守を確保するため、「行動規範」を制定し、社内教育を実施し、社員へ周知徹底するとともに、コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

また、業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査室を置く。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社各社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連

携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

また、子会社各社についても監査室による内部監査及び監査役監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の社員の人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。常勤監査役は、常務会に出席することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、上記のとおり取締役会、常務会等重要会議に出席するほか、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。
- ・ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。
- ・ 監査役会では社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うとともに、監査室や会計監査人との連携にも遺漏がないよう対応する。
- ・ 代表取締役及び各取締役との報告連絡が十分機能するよう、体制を整備する。

・ 株式会社の剰余金の配当の決定権限に関する方針

長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主の皆様への利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針とし、連結ベースでの配当性向30%以上を目標にしておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実に配慮していく考えであります。

以 上

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,653,927	支払手形及び買掛金	621,310
受取手形及び売掛金	2,738,019	短期借入金	1,025,000
有価証券	412,199	未払法人税等	397,016
棚卸資産	3,007,288	役員賞与引当金	41,910
繰延税金資産	511,810	その他	1,203,200
その他	290,101	流動負債合計	3,288,437
貸倒引当金	214,179		
流動資産合計	13,399,168	固定負債	
固定資産		繰延税金負債	839,481
有形固定資産		退職給付引当金	78,914
建物及び構築物	2,655,701	役員退職慰労引当金	478,890
機械装置及び運搬具	462,009	その他	487,912
土地	608,488	固定負債合計	1,885,198
建設仮勘定	63,242		
その他	406,142	負債合計	5,173,636
有形固定資産合計	4,195,584	(純資産の部)	
無形固定資産	69,291	株主資本	
投資その他の資産		資本金	4,474,646
投資有価証券	6,654,146	資本剰余金	4,641,812
繰延税金資産	32,487	利益剰余金	9,284,061
その他	846,463	自己株式	160,423
貸倒引当金	7,850	株主資本合計	18,240,097
投資その他の資産合計	7,525,248	評価・換算差額等	
固定資産合計	11,790,124	その他有価証券評価差額金	1,663,371
資産合計	25,189,292	為替換算調整勘定	112,186
		評価・換算差額等合計	1,775,558
		純資産合計	20,015,655
		負債・純資産合計	25,189,292

連 結 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,332,068
売 上 原 価		6,933,912
売 上 総 利 益		8,398,156
販売費及び一般管理費		6,917,261
営 業 利 益		1,480,894
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	60,264	
受 取 配 当 金	47,231	
会 費 収 入	92,002	
そ の 他	33,208	232,706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,698	
売 上 割 引	124,541	
当 社 主 催 会 費 用	123,233	
そ の 他	24,790	289,264
経 常 利 益		1,424,337
税金等調整前当期純利益		1,424,337
法人税、住民税及び事業税	617,605	
法 人 税 等 調 整 額	58,405	559,200
当 期 純 利 益		865,136

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等			純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,474,646	4,641,679	8,742,560	158,570	17,700,316	1,870,802	5,364	1,876,167	19,576,483
連結会計年度中 の変動額									
前期利益処分による 剰余金の配当			158,773		158,773				158,773
前期利益処分による 役員賞与			37,850		37,850				37,850
剰余金の配当			127,012		127,012				127,012
当期純利益			865,136		865,136				865,136
自己株式の取得				1,974	1,974				1,974
自己株式の処分		132		122	254				254
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）						207,431	106,822	100,609	100,609
連結会計年度中 の変動額合計	-	132	541,501	1,852	539,781	207,431	106,822	100,609	439,172
平成19年3月31日残高	4,474,646	4,641,812	9,284,061	160,423	18,240,097	1,663,371	112,186	1,775,558	20,015,655

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 プロメック、株式会社 昭研、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、SHOFU Dental Products Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies (Shanghai) Co., Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.及びSHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの.....連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～12年

無形固定資産

主として定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（1,798,844千円）については、7年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額全額を引当計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに

収益及び費用は連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ41,910千円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、20,015,655千円であります。

(連結貸借対照表等に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 7,126,320千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 16,114,089株 |
|------|-------------|

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	158,773千円
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月28日

平成18年11月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	127,012千円
1株当たり配当額	8.00円
基準日	平成18年9月30日
効力発生日	平成18年12月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成19年5月15日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	269,893千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	17.00円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月28日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,260円74銭
1株当たり当期純利益	54円49銭

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月 8日

株式会社 松風
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野田 弘一 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐々木健次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 豊原 弘行 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第135期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、監査室その他の使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 河合 正勝 印

常勤監査役 池内 幹夫 印

社外監査役 西田 憲司 印

社外監査役 酒見 康史 印

注 監査役西田憲司、酒見康史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	4,539,151	支払手形	166,609
受取手形	768,104	買掛金	451,904
売掛金	1,785,192	短期借入金	1,025,000
有価証券	412,199	未払金	220,076
商製品	879,564	未払費用	646,370
製作品	460,435	未払法人税等	281,000
原材料	108,962	前受金	3,645
仕掛品	503,331	預り金	18,541
貯蔵品	298,639	前受収益	57,676
前渡金	3,646	役員賞与引当金	39,910
前払費用	59,088	設備建設関係支払手形	8,274
繰延税金資産	359,906	その他の流動負債	60
その他の流動資産	137,704	流動負債合計	2,919,068
流動資産計	10,315,926		
貸倒引当金	209,100	固 定 負 債	
差引流動資産合計	10,106,826	繰延税金負債	779,254
固 定 資 産		役員退職慰労引当金	469,500
有形固定資産		預り保証金	365,690
建物	1,867,965	その他の固定負債	83,370
構築物	130,141	固定負債合計	1,697,814
機械・装置	251,646		
車両運搬具	638	負債合計	4,616,883
工具・器具備品	275,915		
土地	181,559	(純資産の部)	
建設仮勘定	30,387	株 主 資 本	
有形固定資産合計	2,738,255	資本金	4,474,646
無形固定資産		資本剰余金	
ソフトウェア	61,857	資本準備金	4,576,703
電話加入権	6,214	その他資本剰余金	65,108
無形固定資産合計	68,072	資本剰余金合計	4,641,812
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,654,146	利益準備金	1,118,661
関係会社株式	1,676,746	その他利益剰余金	
出資金	8,720	配当準備金	260,000
長期貸付金	11,513	固定資産圧縮積立金	12,942
従業員長期貸付金	495	別途積立金	740,000
関係会社長期貸付金	284,028	繰越利益剰余金	4,945,181
長期前払費用	5,361	利益剰余金合計	7,076,785
差入保証金	188,968	自己株式	160,423
役員退職年金掛金	121,661	株主資本合計	16,032,820
長期性預金	300,000	評価・換算差額等	
前払年金費用	154,569	その他有価証券評価差額金	1,663,371
その他の投資	11,660	評価・換算差額等合計	1,663,371
投資その他の資産計	9,417,870	純 資 産 合 計	17,696,192
貸倒引当金	17,950	負債・純資産合計	22,313,075
差引投資その他の資産合計	9,399,920		
固 定 資 産 合 計	12,206,248		
資 産 合 計	22,313,075		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,060,618
売 上 原 価		6,839,268
売 上 総 利 益		6,221,350
販売費及び一般管理費		5,327,942
営 業 利 益		893,407
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,387	
有 価 証 券 利 息	13,995	
受 取 配 当 金	103,645	
会 費 収 入	90,430	
そ の 他	128,795	361,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,415	
売 上 割 引	124,541	
当 社 主 催 会 費 用	120,912	
そ の 他	26,441	288,310
経 常 利 益		966,352
税 引 前 当 期 純 利 益		966,352
法人税、住民税及び事業税	412,206	
法 人 税 等 調 整 額	39,913	372,293
当 期 純 利 益		594,058

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金				
					配当準備金	固定資産積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高	4,474,646	4,576,703	64,975	1,118,661	260,000	13,944	1,353	740,000	4,670,402
事業年度中の変動額									
前期利益処分による 固定資産圧縮積立金の取崩						510			510
当事業年度の 固定資産圧縮積立金の取崩						491			491
前期利益処分による 特別償却準備金の取崩							1,353		1,353
前期利益処分による 剰余金の配当									158,773
剰余金の配当									127,012
前期利益処分による 役員賞与									35,850
当期純利益									594,058
自己株式の取得									
自己株式の処分			132						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	132	-	-	1,002	1,353	-	274,779
平成19年3月31日残高	4,474,646	4,576,703	65,108	1,118,661	260,000	12,942	-	740,000	4,945,181

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
平成18年3月31日残高	158,570	15,762,117	1,870,802	17,632,920
事業年度中の変動額				
前期利益処分による 固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当事業年度の 固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
前期利益処分による 特別償却準備金の取崩		-		-
前期利益処分による 剰余金の配当		158,773		158,773
剰余金の配当		127,012		127,012
前期利益処分による 役員賞与		35,850		35,850
当期純利益		594,058		594,058
自己株式の取得	1,974	1,974		1,974
自己株式の処分	122	254		254
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			207,431	207,431
事業年度中の変動額合計	1,852	270,703	207,431	63,272
平成19年3月31日残高	160,423	16,032,820	1,663,371	17,696,192

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	} 先入先出法による原価法	
製	品		
原	材		料
仕	掛		品
貯	蔵		品

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産.....定率法

(2) 無形固定資産.....定額法

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

会計基準変更時差異(1,796,402千円)については、7年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額全額を引当計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更)

(1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ39,910千円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、17,696,192千円であります。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,841,756千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	395,983千円
短期金銭債務	174,364千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売 上 高	1,238,477千円
仕 入 高	1,813,640千円
営業取引以外の取引高	268,650千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数	
普通株式	238,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	92,136千円
賞与引当金	181,410千円
退職給付引当金	58,839千円
役員退職慰労引当金	232,219千円
未払事業税	29,623千円
その他	91,206千円
繰延税金資産合計	685,435千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,095,851千円
固定資産圧縮積立金	8,838千円
その他	93千円
繰延税金負債合計	1,104,783千円
繰延税金負債の純額	419,347千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	事業年度末残高 相当額(千円)
(有形固定資産) 工具・器具備品	8,379	3,332	5,047
合計	8,379	3,332	5,047

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年以内	1,785千円
1年超	3,313千円
合計	5,098千円

3. 支払リース料等

支払リース料	8,970千円
減価償却費相当額	8,546千円
支払利息相当額	137千円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,114円64銭
1株当たり当期純利益	37円42銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

株式会社 松風
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野田 弘一 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐々木健次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 豊原 弘行 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 河合 正勝 印

常勤監査役 池内 幹夫 印

社外監査役 西田 憲司 印

社外監査役 酒見 康史 印

注 監査役西田憲司、酒見康史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主のみなさまにも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主のみなさまのご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、株主のみなさまの意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第40条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行う場合にも、株主のみなさまの意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当て等を、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第41条（新株予約権無償割当て等の決定機関）を新設するものであります。

その他、一部字句の修正を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 （役付取締役及び代表取締役の選任） 第26条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を <u>選任</u> することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。	第4章 取締役及び取締役会 （役付取締役及び代表取締役の選定） 第26条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を <u>選定</u> することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役の中から代表取締役を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3. 取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 買収防衛策</u></p> <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p><u>第40条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p>(新株予約権無償割当て等の決定機関)</p> <p><u>第41条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役 太田勝也、橋本 孝、脇野喜和、梶 浩行、白波瀬文雄、関 敏明、坂本壽秀、西田喜直、根來紀行、松村光常、牧野宏治、南部敏之及び早川雄一の13氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、13名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長(代表取締役)(現在) (他の法人等の代表状況) 日本歯科材料工業協同組合 理事長	49,757株
2	橋本 孝 (昭和18年8月21日生)	平成7年10月 株式会社京都銀行 九条支店 支店長 平成9年4月 当社入社 営業部長 平成9年6月 取締役営業部長 平成10年7月 常務取締役営業本部長兼営業部長 平成12年7月 専務取締役営業本部長兼営業部長 平成12年7月 代表取締役(現在) 平成15年4月 専務取締役営業本部長 兼マーケティング部長 平成17年4月 専務取締役営業本部長(現在)	49,000株
3	脇野 喜和 (昭和21年6月16日生)	平成元年6月 取締役営業部次長(貿易担当) 平成元年7月 取締役営業部国際業務担当部長 平成9年4月 取締役国際業務部長 平成11年7月 常務取締役国際本部長兼国際部長 平成16年7月 専務取締役国際本部長兼国際部長 (代表取締役)(現在)	31,800株
4	梶 浩行 (昭和17年12月19日生)	平成5年6月 取締役技術部長 平成10年4月 取締役生産部長 平成12年7月 常務取締役開発・技術・生産本部長 兼生産部長 平成15年4月 常務取締役開発・技術・生産本部長 (現在)	23,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	白波瀬文雄 (昭和19年5月24日生)	平成4年8月 株式会社京都銀行 広報部長 平成11年3月 当社入社 財務部長 平成11年6月 取締役財務部長 平成12年7月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成14年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長兼人事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部長(現在)	40,300株
6	関 敏明 (昭和21年10月12日生)	平成5年6月 取締役生産部長 平成10年4月 取締役技術部長 平成15年4月 取締役技術部長兼特別プロジェクト担当 平成16年7月 取締役技術部長兼海外生産・技術担当 平成17年7月 常務取締役中国事業統括兼海外生産担当(現在) (他の法人等の代表状況) Advanced Healthcare Ltd. 代表取締役 上海松風齒科材料有限公司 董事長 松風齒科器材(上海)有限公司 董事長	23,400株
7	西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	平成14年4月 営業部次長兼営業管理課長 平成15年4月 営業部長兼営業管理課長 平成15年6月 取締役営業部長兼営業管理課長 平成16年4月 取締役営業部長(現在)	7,500株
8	根来 紀行 (昭和31年3月9日生)	平成14年4月 研究開発部次長 平成15年4月 研究開発部長兼第一研究室長 平成15年6月 取締役研究開発部長兼第一研究室長 平成19年4月 取締役研究開発部長(現在)	8,500株
9	松村 光常 (昭和24年12月16日生)	平成14年4月 財務部次長兼財務課長 平成15年4月 財務部長 平成16年6月 取締役財務部長(現在)	6,000株
10	牧野 宏治 (昭和24年4月13日生)	平成14年4月 人事部次長 平成15年4月 人事部長 平成17年4月 人事部長兼総務部長 平成17年6月 取締役人事部長兼総務部長 平成18年4月 取締役人事部長(現在)	8,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
11	南部 敏之 (昭和27年1月28日生)	平成4年11月 株式会社ライフテック研究所 取締役所長 平成12年10月 当社入社 研究開発部研究企画室主席研究員 平成16年4月 研究開発部研究主幹 平成17年6月 取締役研究開発部研究主幹(現在) (他の法人等の代表状況) 株式会社 プロメック 代表取締役社長	3,700株
12	早川 雄一 (昭和28年9月6日生)	平成11年4月 営業部東京営業所 (現 東京支社)次長 平成16年4月 マーケティング部次長 平成17年4月 マーケティング部長 平成17年6月 取締役マーケティング部長(現在)	6,200株
13	近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成12年4月 営業部学術課長 平成16年4月 営業部次長兼学術課長 平成17年4月 営業部東京支社次長 平成18年4月 営業部東京支社長(現在)	3,500株

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所)入所 昭和61年8月 ニューヨーク州司法試験合格 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 (民事法担当) 平成17年6月 当社監査役補欠者(現在)	-

(注)1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小原正敏氏は、社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される坂本壽秀氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役会にご一願いたしたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
坂本 壽秀	平成15年6月 取締役生産部長兼生産技術室長(現在)

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末における取締役13名に対し総額36,910,000円、当期末における監査役4名に対し総額3,000,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

当社取締役会は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを平成19年5月15日に決定し、その旨を公表いたしました。本対応方針の内容は、後記のとおりです。本議案は、第1号議案の承認可決を条件として、承認可決後の当社定款第40条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。なお、本対応方針の導入時に就任した企業価値検討委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、大正11年に創業以来、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、治療や技工に用いられる歯科材料や機器の開発に取組み、時代に先駆けた商品の提供と、歯科医療レベル向上への貢献をテーマに事業領域を拡大し、当社及び当社グループ（以下、「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取組んでおります。

そもそも当社グループの企業価値の源泉は、研究開発力、新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、志の高い優秀な人材、「生活の医療」を支える当社グループの存在自体にあると考えております。

歯科材料は、医療機器としての安全性や有効性に加え、より自然に近いという審美性、患者様の負担を軽減するための臨床での操作性、また健康保険対応製品が多いという性格上求められる経済性等の要素を高い次元でバランスさせることが必要となります。

このような商品の研究・開発は、当社自身の取組みは無論のこと、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士といった歯科医療関係者・臨床家、あるいは歯科教育機関との強力なネットワーク、歯科業界でも最高水準の研究設備を導入した研究所、製品情報、医療技術情報等を当社独自の会員組織に対して発信する研修センターといったインフラストラクチャが有機的に結合した結果、創造できるものと考えております。このように当社グループの強みは、創業当初から研究者や教育機関と一体となって研究を重ねてきた研究開発力、新製品開発力にあるといえます。

また、歯科医療に使用される材料・機器は、患者様一人ひとりの症例に適應する必要があるため、多品種生産から生まれる一つひとつの製品の品質管理が極めて重要となります。また同時に、医療機器を取り扱う企業として、薬事法をはじめとした関連法規制の下、製品や品質の有効性・安全性が求められます。当社グループは、創業以来長い歴史で培ってきた高度なノウハウと最先端の設備機器、天然の歯の機能と美しさに対する飽くなき追求を志とする優秀な人材といった当社グループ固有の財産の一つひとつが力となり、有効性と安全性を兼ね備えた最高品質の製品を世界中の人々にお届けしております。

当社グループは、世界中の人々の「健康への入口」となる歯科医療に貢献する企業として、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識した経営に努めております。

そのために、歯科総合メーカーの中で最初に株式上場を行い、正確かつ公正な会社情報を適切に市場に開示するとともに、収益性、継続性、健全性等、上場企業としての適格性を維持、向上させるよう取り組んでおります。このように開かれた企業としての「松風」ブランドは上場企業としての社会的信用や長年にわたる歯科事業での実績を通して、株主のみなさま、国内外の取引先様、その他ステークホルダーとの揺るぎない信頼関係を構築しております。この強固な信頼関係を背景に、当社グループは国内に特約店制度に基づく強固な流通網を築くほか、海外においても拠点を設け、ワールドワイドなネットワークを構築、独自の戦略を展開するなど、業界のリーディング・カンパニーとして国内外に先進の歯科器材を提供することが可能となっております。

最後に、歯科医療の意義は、あらゆるライフステージに応じて口腔機能を維持し、それによって食べる、あるいは話すという人間の基本的な営みを可能にし、人々の生きる力を支援することにあると考えております。当社グループは、今後ますます増加する高齢者に対する歯科治療と、歯の美しさを求める人々への高品質な製品提供を通じて、世界中の人々が、快適な日常生活を過ごすことができるよう、「健康」と「美」に貢献する企業であり続けていく使命があります。

世界中の白い歯が輝く笑顔のために、当社グループは幅広い製品で世界の歯科医療に貢献し続け、さらに社会から信頼される経営基盤を維持、向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2．基本方針の内容について

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科医療及び歯科技工に必要な材料・機器全般を取り扱う歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の健康に貢献するという当社に与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、研究開発力、新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、志の高い優秀な人材、「生活の医療」を支える当社グループの存在自体等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行され

ない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家のみなさまにご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主のみなさまが短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主のみなさまにとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主のみなさまの判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、3.をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

1. 本対応方針導入の必要性

で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主のみなさまの判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役

会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとと考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主のみなさまに対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主のみなさまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

2．企業価値検討委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、企業価値検討委員会を設置します。企業価値検討委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。なお、企業価値検討委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記 4.(1)をご参照ください。）取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記 3.(2)をご参照ください。）大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記 4.(2)アをご参照ください。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記 4.(1)イ(4)をご参照ください。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず企業価値検討委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、企業価値検討委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記 4.(2)イをご参照ください。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

企業価値検討委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値検討委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

企業価値検討委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3．大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。） 経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（２）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、企業価値検討委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

なお、企業価値検討委員会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値検討委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとし

ます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って直ちに株主のみなさまに対して開示します。

(3) 株主総会決議

企業価値検討委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、大規模買付者による大規模買付行為が下記 4.(2)ア.(a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主のみなさまの意思の確認は、会社法上の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日(以下「本基準日」といいます。)を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。

本株主総会の決議は、法令及び本定時株主総会において定款一部変更の件が承認可決された場合の変更後の定款第41条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

当社取締役会は、本株主総会にて株主のみなさまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4．大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア．原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主のみなさまを説得するに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主のみなさまに株主総会において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の から までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ．対抗措置の不発動の勧告

企業価値検討委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、企業価値検討委員会は、いったん対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものと致します。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、企業価値検討委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家のみなさまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款に

より認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主のみなさま（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主のみなさまには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主のみなさまに新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主のみなさまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。）

なお、企業価値検討委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家のみなさまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6．本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において採用することを決定しており、同日より適用開始となっておりますが、その有効期限は平成19年6月27日開催予定の本定時株主総会までとなっております。本定時株主総会において株主のみなさまのご承認が得られた場合、本対応方針の有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。他方で、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認が得られなかった場合は、本対応方針の効力は、本定時株主総会開催までに行われた大規模買付行為との関係においても消滅します。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以上

企業価値検討委員会委員略歴

本対応方針導入当初の企業価値検討委員会の委員は、以下の5名であります。

植 田 武 彦（うえた たけひこ）

【略 歴】

昭和15年生

昭和39年3月 京都大学法学部卒業

昭和39年4月 第一工業製薬株式会社入社

平成2年6月 同社 取締役

平成7年1月 同社 常務取締役

平成10年6月 同社 代表取締役取締役社長

平成16年4月 同社 取締役相談役

平成16年6月 同社 相談役 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

藤 井 保 憲（ふじい やすのり）

【略 歴】

昭和17年生

昭和40年3月 京都大学経済学部卒業

昭和40年4月 国税庁入庁

平成2年7月 国税庁広報課長

平成4年7月 国税庁調査課長

平成6年7月 税務大学校長

平成7年7月 衆議院大蔵委員会調査室長（専門員）

平成11年7月 新東京国際空港公団 理事

平成14年9月 日本大学経済学部 教授 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小 原 正 敏(おはら まさとし)

【略 歴】

昭和26年生

昭和51年 3月 早稲田大学法学部卒業

昭和54年 4月 大阪弁護士会弁護士登録

吉川総合法律事務所(現 きっかわ法律事務所)入所

昭和61年 8月 ニューヨーク州司法試験合格、ニューヨーク州弁護士登録

平成16年 4月 大阪市立大学法科大学院特任教授(民事法担当)

平成17年 6月 当社監査役補欠者 現在に至る

小原正敏氏は当社補欠監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 田 憲 司(にしだ けんじ)

【略 歴】

昭和22年生

昭和46年 3月 神戸大学経営学部卒業

昭和47年 7月 監査法人中央会計事務所(現 みすず監査法人)入所

昭和50年12月 公認会計士登録

昭和57年 5月 監査法人中央会計事務所退所

西田憲司公認会計士事務所開設

平成13年 6月 当社監査役 現在に至る

西田憲司氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

酒 見 康 史(さけみ やすし)

【略 歴】

昭和33年生

昭和57年 3月 明治大学法学部卒業

平成3年 4月 弁護士登録

平成16年 6月 当社監査役 現在に至る

酒見康史氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

企業価値検討委員会の概要

1. 設置

企業価値検討委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

企業価値検討委員会委員の任期は、本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において本対応方針が承認可決された場合には、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長され、以後も同様とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値検討委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値検討委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

企業価値検討委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2.記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

企業価値検討委員会の決議は、原則として、現任の企業価値検討委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会の決議は、企業価値検討委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、企業価値検討委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

企業価値検討委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、企業価値検討委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定

大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定

大規模買付ルールを遵守したか否かの決定

取締役会評価期間を延長するか否かの決定

対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定

対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定

大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問した事項

また、企業価値検討委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を

行使することができない(但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。)さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

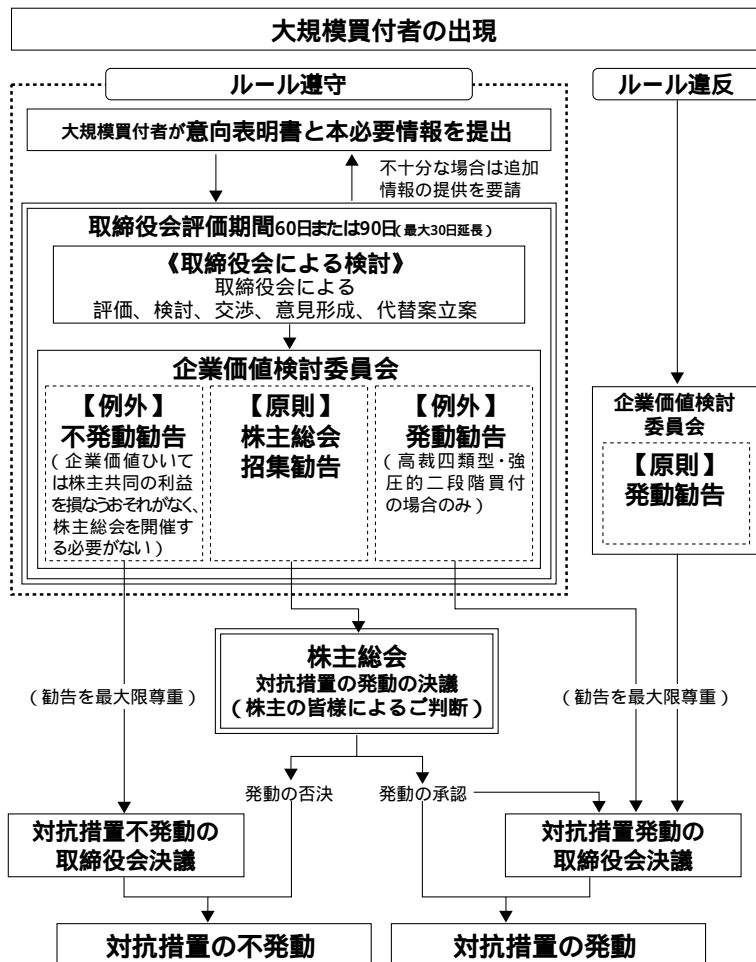
当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合(但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8. 前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。)には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

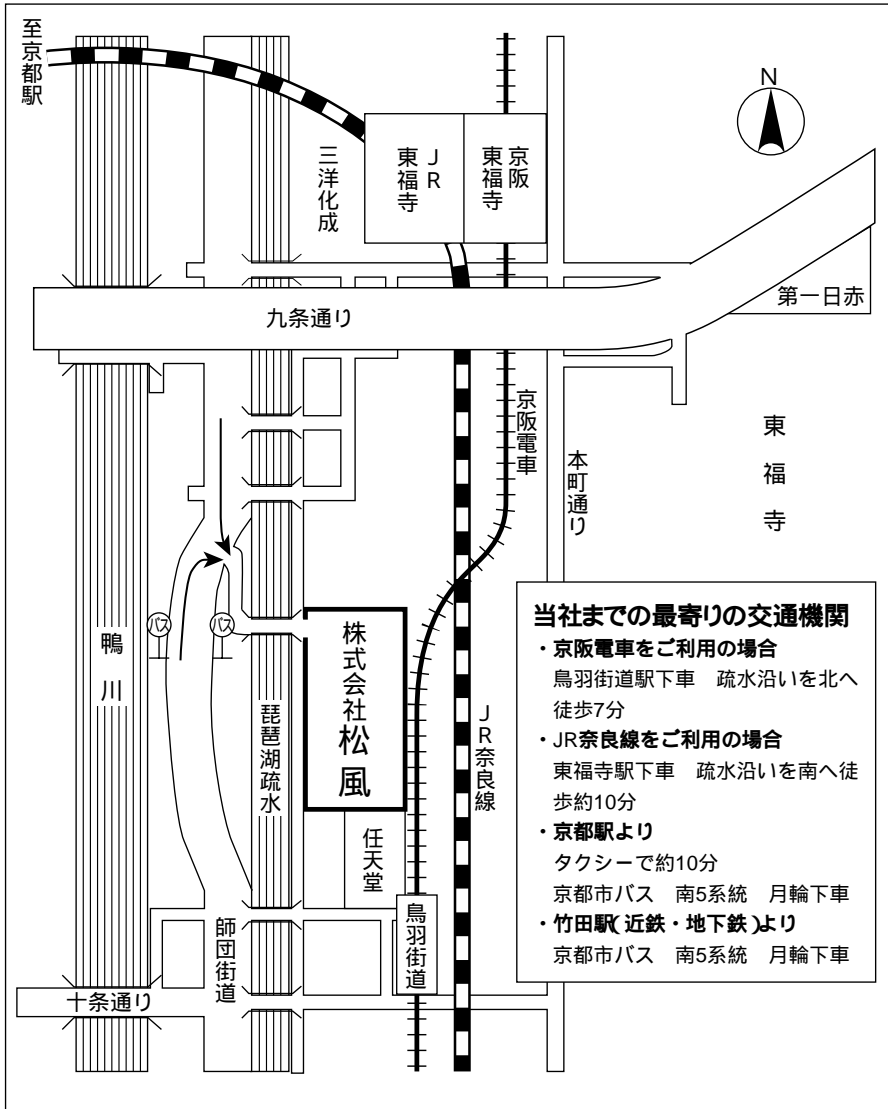
以上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注)イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本招集通知37頁～54頁及び当社の平成19年5月15日付プレスリリースをご参照ください。



当社までの最寄りの交通機関

- ・京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩7分
- ・JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ徒
歩約10分
- ・京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

鴨川東岸線工事につき当社への進入口が変更されていますので、ご注意ください。